生命保険金などの明細書

被相続人	

第９表（平成21年４月分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・　・	円	
		・　・		
		・　・		
		・　・		
		・　・		

（注）１　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の２の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
２　相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
３　相続時精算課税適用財産は含まれません。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	（５００万円×〔第２表のⒶの法定相続人の数〕　人　により計算した金額を右のⒶに記入します。）	Ⓐ　円 ,000,000

保険金などを受け取った相続人の氏名	①受け取った保険金などの金額	②非課税金額 $\left(Ⓐ \times \frac{各人の①}{Ⓑ}\right)$	③課税金額（①－②）
	円	円	円
合計	Ⓑ		

（注）１　Ⓑの金額がⒶの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は０となります。
２　③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。